

## 5 農薬安全使用対策

### (1) 農薬危被害防止対策

ア 農薬の安全かつ適正な使用の推進において、農薬使用の助言者として「農薬適正使用アドバイザー・農薬指導マスター」を県で認定するにあたり、効果的な農薬の使用方法、主要農作物における病虫害防除等の指導を行った。

農薬適正使用アドバイザー・農薬指導マスター認定者数（人）

項目\年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
農薬適正使用アドバイザー	301	246	267	222	231
農薬指導マスター	213	207	200	186	152

イ 食品衛生法に関する農薬の残留調査結果に基づき、農薬の安全かつ適正な使用を指導した。

### (2) 農薬販売者の届出店舗数及び立入検査結果

#### ア 届出件数

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき、農薬を販売する者から提出された農薬販売届（新規・増設・変更・廃止）を受理した。

令和5年度の届出店舗数は422件であった。

令和5年度届出店舗数（令和5年4月～令和6年3月）

業種\項目	新規届	増設届	変更届	廃止届	販売者数	販売店舗数
農業協同組合	0	1	47	16	19	163
農薬卸商	6	0	4	0	43	44
薬局・医療品販売業	0	40	115	30	136	1236
種苗商	0	0	4	3	88	90
肥料商	1	0	2	2	74	74
ホームセンター	0	7	10	5	18	174
インターネット	9	1	0	1	32	32
その他	34	6	55	23	258	534
計	50	55	237	80	668	2347

#### イ 農薬販売者に対する立入検査結果

農薬の適正な販売を確保するため、農薬取締法第29条の規定に基づき、農薬販売者に対する立入検査（202件）を行った。

なお、コロナ禍のため保健所との合同調査は実施を見合わせた。

検査の結果、全体の15.8%に当たる32店舗において指摘事項が認められ、是正指導を行った。

なお、指摘事項は、次のとおりである。

令和5年度 検査項目及び不備が認められた店舗数(立入検査時)

(単位:延べ、実店舗数)

業種	販売者総数	販売所総数	立入検査件数	検査事項																	検査結果(実数)		措置(実数)		備考				
				左記のうち保健所との合同立入検査件数	新規・増設届	変更届	廃止届	毒物劇物販売登録	農薬の取り扱い					保管管理			帳簿				不適数(延数)計	指摘事項無	指摘事項有	その他(店舗無、廃業等)		文書指導	口頭指導	その他(店舗無、廃業等)	
									無登録農薬	不適正表示	虚偽宣伝	登録のない除草剤	有効期限切れ	分割・移し替え	施錠	食品等との分離	その他	一般農薬(水質汚濁性農薬を除く)	水質汚濁性農薬										
農業協同組合	19	163	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
農薬卸	43	44	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0
薬局・医薬品販売業	136	1236	103	0	0	3	9	0	0	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	20	82	20	1	0	20	1	
種苗商	88	90	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0
肥料商	74	74	6	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	2	0	0	2	0	
ホームセンター	18	174	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0
インターネット	32	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	258	534	57	0	0	2	6	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	10	46	10	1	0	10	1	
計	668	2347	202	0	0	5	17	0	0	0	0	6	3	0	0	0	0	0	1	0	32	168	32	2	0	32	2		

\*1指摘延数の実際の数は、32件+その他の2件の34件となる。  
 \*2検査結果と措置は、実販売店舗数。  
 \*3帳簿の一般農薬の内容は、帳簿の記載、帳簿の保管、在庫数量などの確認項目がある。

ウ 農薬販売者に対する郵送調査結果

農薬販売者に対してより幅広く検査を実施するために、調査票を郵送して回答を求める調査を行った。

令和5年度は調査票を405店舗に対し、318店舗から回答(回答率78.5%)、宛先不明5店舗、回答無しが82店舗あり、その結果は次のとおりである。

令和5年度 検査項目及び不備が認められた店舗数(郵送調査)

(単位:延べ、実店舗数)

業種	販売者総数	販売所総数	郵送調査件数	検査事項																	検査結果		措置		備考		
				左記のうち保健所との合同立入検査件数	新規・増設届	変更届	廃止届	毒物劇物販売登録※1	農薬の取り扱い					保管管理			帳簿				指摘事項有(延数)計	指摘事項無	指摘事項有	未回答・宛名無		電話による口頭指導	郵送調査がきついで届が提出された等
									無登録農薬	不適正表示	虚偽宣伝	登録のない除草剤	有効期限切れ	分割・移し替え	施錠	食品等との分離	その他	一般農薬(水質汚濁性農薬を除く)	水質汚濁性農薬								
農業協同組合	0	0	31	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	28	1	2	0	1	
農薬卸	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	2	0	0	
薬局・医薬品販売業	0	0	221	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	160	6	55	1	5	
種苗商	0	0	15	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8	3	4	0	3	
肥料商	0	0	14	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	1	3	0	1	
ホームセンター	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	2	0	0	
インターネット	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
その他	0	0	87	0	0	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	58	11	18	0	11	
計	0	0	405	0	0	9	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	296	22	87	1	21	

\*さいたま203、川越111、大里42、春日部49  
 \*1毒物劇物販売登録欄には、登録有で指摘事項(不適)がある場合にカウントする。  
 \*2検査結果と措置は、実販売店舗数。  
 \*3帳簿の一般農薬の内容は、帳簿の記載、帳簿の保管、在庫数量などの確認項目がある。